

森林の伐採には 届出が必要です。



●なぜ届出が必要なの？

森林は木材生産だけではなく、水源涵養や土砂災害防止など多くの役割を有しています。

無秩序な森林伐採は土砂災害の発生を招き、ひとたび土砂災害が発生してしまうと、森林を回復するためには長い年月と多大な経費が必要になります。

そのようなことから、森林所有者等は、森林法第10条の8の規定により、森林の伐採前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」（以下、届出書）を提出しなければなりません。

無届出の場合は、森林法第207条の規定により、100万円以下の罰金が適用されます。

●どのような森林が対象になるの？

民有林のうち地域森林計画で定められた区域内の森林です。

地域森林計画で定められた区域の確認は、市町村役場、農林事務所、福岡県庁農山漁村振興課で行って下さい。

なお、保安林又は保安施設地区に指定されている場合は、届出書を提出する必要はありませんが、別途、伐採許可申請書、間伐届出書などの提出が必要になります。

●だれが届け出るの？

森林所有者、立木買受人、森林施業を長期に受託している者等が届け出る必要があります。

●いつ届け出るの？

伐採を開始する日の前日を1日目とし、30日から90日前の間に届け出て下さい。

●どこに届け出るの？

伐採をする土地の所在市町村役場へ提出して下さい。